

平成27年
産業連関構造調査
(輸入品需要先調査)

記入の手引

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/yunyuhin/index.html>

(「経済産業省 産業連関構造調査 輸入品需要先調査」で検索できます。)

経済産業省大臣官房調査統計グループ

I 調査の概要

1. 調査の目的

平成27年産業連関構造調査（輸入品需要先調査）（以下「本調査」といいます。）は、各部門間の取引実態を記録する産業連関表における輸入品の品目別需要先別消費額等を調査するものであり、平成27年産業連関表（作表は経済産業省、総務省、内閣府、国土交通省、厚生労働省、金融庁、環境省、財務省、文部科学省及び農林水産省の共同事業）のうち輸入品の品目別需要先別消費額の推計に関する基礎資料を得ることを目的としています。

産業連関表は、一年間の国内経済における財・サービスの産業間取引を1つの行列（マトリックス）に示した統計表であり、現状の経済構造の把握はもとより、経済計画の立案、開発・投資等の効果測定、特定商品の需要予測、価格変動による影響分析等を行うための必須のツールとして、政府、民間を問わず広く活用されております。

なお、本調査は統計法に基づく一般統計調査として、秘密の保護の徹底が図られています。調査に従事する人（国の職員、民間調査員）には、調査上知り得た秘密の属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。また、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。

2. 調査の根拠法規

統計法に基づく一般統計調査です。

3. 調査の対象となる事業者

卸売業のうち経済産業省が指定する商品分類を直接輸入して卸売販売している企業を対象とします。

4. 調査品目

経済産業省が指定した商品分類について、同封の「平成27年輸入品需要先調査 調査品目一覧表及び業種別一覧表（以下「調査品目一覧表」という。）」を参照して個別品目を選択し、調査対象企業における輸入額（CIF 価格）の上位5品目を記入してください。

5. 調査事項及び調査方法

(1) 調査対象企業は、以下の事項について御記入ください。

①調査対象商品分類に含まれる個別品目名及び品目コード

②調査品目別の輸入額（CIF 価格）、販売先の業種別内訳（産業連関表にあてはめた統合大分類別及び統合中分類別）

(2) 調査方法は、調査対象企業に調査票を郵送のうえ、回答いただいた調査票を同封の返信用封筒により提出してください。

また、本調査につきましては、事務局からの電話により、調査票到着及び調査に御協

力頂く対応者の方の確認をさせていただきます。

6. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。統計作成以外の目的（税金の徴税等）に使用されることはありません（統計法第41条）。

7. 調査の対象期間

調査対象期間は、平成27年産業連関表を作成するために、原則として平成27年1月1日から同年12月31日までの1年間です。ただし、この期間での記入が困難な場合は、平成27年を最も多く含む決算期間（1年間）について記入してください。

8. 調査票の提出と期限

調査票に記入後、返信用封筒に封入のうえ「経済産業省商業マージン調査・輸入品需要先調査事務局」宛、**平成29年12月1日（金）**までに提出をお願いします。

なお、記入の内容について照会させていただく場合もありますので、御報告いただいた内容が確認できるよう、控えをとっていただくなどの処置をお願いいたします。

9. 調査票等の送付形態について

本調査の対象となる商品分類を直接輸入及び卸売している主要な企業（本社）を指定し、調査に御協力いただいております。

送付内容については、「調査票」は選定させていただいた商品分類の枚数分、「調査品目一覧表」等の関係書類1式を送付しています。不足分があれば「経済産業省商業マージン調査・輸入品需要先調査事務局」へお問い合わせください。同事務局につきましては、連絡先等のお知らせを同封しておりますので、御覧ください。受付時間は9：00～12：00、13：00～18：00（土日、祝日を除く）となっております。

本調査につきましては、経済産業省のホームページ上に掲載しております。

< 本件掲載のURL：<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/yunyuhin/index.html> >

※「経済産業省 産業連関構造調査 輸入品需要先調査」で検索できます。

（※複数の商品分類の対象となる企業について）

○商品分類の選定方法

- ・ 既述のとおり、商品分類の選定においては、その商品を直接輸入及び卸売する主要な企業を指定し、調査に御協力いただいております。
- ・ また、商品分類の選定に当たっては、同一企業内で複数の商品分類を直接輸入及び卸売しており、そのいずれもが主要な位置等を占める場合は、やむを得ず、複数の商品分類についての調査とさせていただきます。本調査の精度を向上させるため、このような措置をとっておりますので、何卒御理解と御協力の程お願いいたします。

II 調査票記入上の注意及び用語の解説

(1) 数値はすべて1, 2, 3のように算用数字で記入してください。

輸入額（単位：千円）、販売先構成比（単位：%）については、単位未満は四捨五入して、整数で記入してください。

(2) 調査品目（個別品目名）ごとに、記入してください。なお、調査品目は、貴社で直接輸入及び卸売した製品のみが調査の対象となります。

(3) 「企業の名称」、「企業の所在地」があらかじめ印字してあります（これは、平成26年商業統計の情報によるものであり、さらに、総務省の事業所母集団データベースの情報により補正を行っています）。変更等がある場合は、見え消しで訂正してください。

また、「担当部署名」「担当者名」「電話番号」を記入してください。照会事項については、こちらに記入された御担当者に連絡させていただきます。

(4) 貴社で記入困難な箇所等がある場合には、対応可能な部署等と連絡の上、記入をお願いいたします。

「商品分類」

商品分類はあらかじめ経済産業省が指定しております（これは、平成26年商業統計の情報によるものです）。商品分類に含まれる品目のうち、貴社で直接輸入及び卸売した主な具体的な品目名称を、同封の「調査品目一覧表」を参照して選択し、「個別品目名」及び「品目コード」を記入して下さい。調査票の裏面にも、同じ「個別品目名」及び「品目コード」を記入してください。

直接輸入とは、自社（自分）名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合をいいます。国外にある自企業の支店より直接輸入して卸売した場合も含まれます。

なお、経済産業省があらかじめ指定した商品分類について直接輸入及び卸売販売がない場合は、同封の「調査品目一覧表」を参照して商品分類を見え消しで訂正した上で、貴社の輸入額（CIF 価格）の上位5品目を選択して記入してください。

「輸入額（CIF 価格）」

輸入額は、貴社で直接輸入した商品の輸入額を、**CIF（cost insurance and freight）価格**で記入してください。CIF 価格とは、国際貨物運賃及び保険料が含まれた価格であり、国内における商業マージン及び国内貨物運賃や関税、輸入品商品税は含みません。販売先構成比も CIF 価格による輸入品の販売先別構成比を記入してください。また、CIF 価格で記入できない場合は、販売額により記入していただいても差し支えありませんが、その際には調査票の備考欄にその旨を記入してください。

対象期間は、原則として平成27年1月1日から同年12月31日までの1年間です。ただし、暦年による記入が困難な場合は、平成27年を最も多く含む決算期間（1年間）

について記入してください。

なお以下に該当する貨物の直接輸入品は、輸入額に含めないでください。

- ・少額貨物（1件当たり20万円以下）
- ・見本品及び寄贈品
- ・駐留軍及び国連軍関係貨物
- ・博覧会、見本市等への出品貨物

「販売先別構成比」

販売先別構成比は、輸入額（CIF 価格）が国内のどの業種で、どのような割合で利用されているかについて、同封の「調査品目一覧表」のP33以降の「業種別一覧表」を参照して選び、構成比（単位：％）を整数で記入してください（構成比の計が100％になるようにしてください）。

記入の際には、下記の(1)から(7)の事項に御注意ください。

- (1) 販売先産業の分類は、その企業の分類ではなく、その企業が行っている生産活動によって分類してください。例えば、化学製品メーカーが化学製品とセメントを製造している場合、化学製品メーカーに販売した機械器具であってもセメント製造用の機械器具であれば、「241 セメント・セメント製品」への販売としてください。
ただし、工場全体として集中的に管理している電力施設やボイラ、あるいは使用場所が特定できないような汎用性のある機械器具等については、その工場の主たる生産物として分類していただいて結構です。
- (2) 建設物に付随する機器（例えば、照明設備、消火・警報装置、冷暖房設備、エレベータ、エスカレータ等）であって、貴社から直接ユーザーへ販売せずに、建設会社へ販売したものは「281～284 建設」に記入してください。なお、建設会社が自社のために使用する設備機器（例えばクレーン、ブルドーザー、電子計算機等）の場合も同様に、「281～284 建設」に記入してください。
- (3) プラント用の機械器具をエンジニアリング会社に販売した場合は、それをその他の対事業所サービス（エンジニアリング業）等への販売とするのではなく、その機器を最終的に使用する各産業に分類して記入してください。例えば、国内電力プラント用の発電機をエンジニアリング会社へ販売した場合は、「286 電力」への販売となります。
- (4) 「322 物品賃貸サービス」には、物品賃貸業へ販売した設備機器だけでなく、貴社の物品賃貸部門（レンタル及びリース）で使用する設備機器も含めて記入してください。
- (5) 代理店等を経由して販売する場合は、販売先を卸売業とするのではなく、最終的な販売先を記入してください。

(6) 一般消費者向けに販売した商品（例えば、家具、カメラ、照明器具等）は、「291 小売業」に記入してください。

なお、この場合、実際に消費者が購入したかどうかは問いませんので、消費者向け製品として卸売したものを「291 小売業」に記入してください。

(7) 貴社内で使用した設備機器は、貴社の属する生産活動による産業への販売となります。

「備考」

備考は、①休業中のため対象外、②輸入額（CIF 価格）では記載できないため販売額で記載、③平成27年暦年ではなく平成27年度決算ベースで記載等、注意すべき事項がありましたら、その旨記入してください。

Ⅲ 経済産業省ホームページ上の掲載について

1. 「調査票」について

(1) ホームページ掲載の Excel 形式

皆様のお手元には、調査票（紙）を配布しておりますが、当省のホームページ上の、本調査に係るサイト内に Excel 形式の調査票を設置しておりますので、こちらに入力の上、御提出いただいても構いません。

Excel ファイルを利用して御提出いただく場合は、ダウンロードした Excel ファイルに入力した後、プリントアウトしていただいたものを、同封の返信用封筒にて御提出いただくか、又は、経済産業省商業マージン調査・輸入品需要先調査事務局の以下のメールアドレスに Excel ファイルを送信して御提出いただくか、いずれかの方法で御提出いただくようお願い致します。

< 本件掲載の URL : <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/yunyuhin/index.html> >

※「経済産業省 産業連関構造調査 輸入品需要先調査」で検索できます。

< 経済産業省商業マージン調査・輸入品需要先調査事務局の調査票提出用メールアドレス >
survey@2015-iot.go.jp

(利用上の留意点)

- Excel 形式の調査票をダウンロードする際のパスワードは以下のとおりです。

パスワード：

- 調査票（紙）でお配りしているものには、「企業の名称」、「企業の所在地」、「整理番号」、

「分類コード」、「商品名」があらかじめ印字してありますが、Excel ファイル上では、この部分は空欄となっております。お手数でも、調査票（紙）に印字されている「企業の名称」等を Excel ファイルに入力した上で、各調査項目に入力してください。

- ・ 右端のシート名「チェックシート」に、各項目間の合計値の整合性等を確認するための簡易的なチェックシートを設けてありますので、入力されたデータの確認用に御活用ください。

(2) CD-R に保存している Excel 形式

電子媒体の調査票（Excel 形式）を使用することを希望する調査対象企業は「経済産業省 商業マージン調査・輸入品需要先調査事務局（Tel. 0120-803-459）」まで御連絡ください。調査票の電子媒体を保存した CD-R を送付いたします。

2. その他の関連資料について

「調査票」以外に配布させていただいた資料についても、掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしていただくなど御活用ください。

（掲載している関連資料）

- 平成27年産業連関構造調査（輸入品需要先調査）の調査協力依頼について（PDF 形式）
- 輸入品需要先調査 記入の手引（PDF 形式）（本資料）
- 輸入品需要先調査票 記入例（PDF 形式）
- 輸入品需要先調査 調査品目一覧表及び業種別一覧表（PDF 形式）
- 産業連関表のご紹介（PDF 形式）

